

# 長浜市議会業務継続計画 (概要)

平成 29 年 3 月

# 1. 基本事項

## (1) 目的

長浜市議会業務継続計画は、長浜市域に大規模災害等の緊急の事態が発生した際に、長浜市議会が対応すべき業務について必要な事項を定めることにより、大規模災害時における継続的な議会活動を通じて市民の安全を確保することや議会機能の早期回復を図ることを目的とする。

## (2) 災害等発生時の議会と市の関係

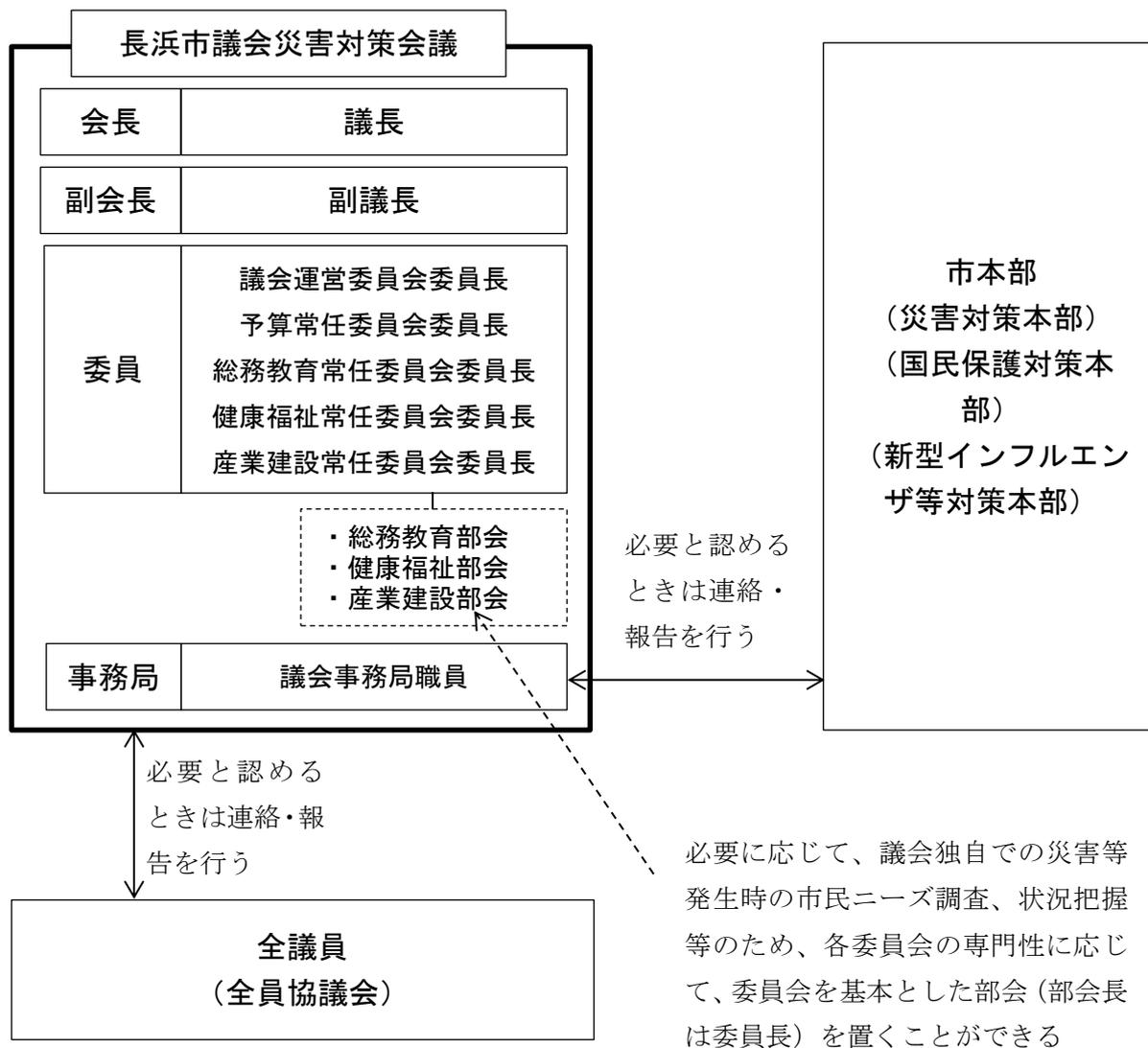
議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる。

なお、特に災害等発生初期段階では、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、緊張状態にあることが予想されることから、議員の情報収集及び要請行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮する。

## 2. 長浜市議会災害対策会議とは

災害初期から議会機能を的確に維持するため、議員による協議、調整等を行うための組織と位置付ける。

### (1) 長浜市議会災害対策会議の組織構成



#### ※指揮・命令系統

議長は、対策会議の災害対応に関する事務の統括にあたる。

なお、災害等において、議長が不在のときは、副議長が議長の職務を代理するものとする。

また、議長及び副議長が不在のときは、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長の順に議長の職務を代理する。

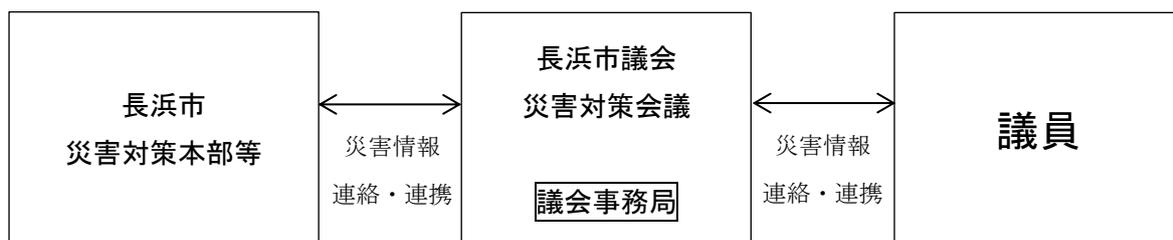
なお、委員は、被災その他のやむを得ない理由により対策会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員会に所属する者を代理人として出席させることができる。

## (2) 所掌事務

役職	構成員	主な所掌事務
会長	議長	○対策会議の設置 ○会議の事務の統括
副会長	副議長	○会長の補佐 ○会長不在時の職務の代理
委員	議会運営委員会委員長 予算常任委員会委員長 総務教育常任委員会委員長 健康福祉常任委員会委員長 産業建設常任委員会委員長	○対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○議員の参集に関すること ○災害情報の収集などに関すること ○市本部との連携に関すること ○部会の設置、運営に関すること ○部会における担当分野の市民ニーズ調査、状況把握等に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること

## (3) 情報収集伝達

議員から市本部への情報提供、また、市本部から議員への情報提供等は、対策会議で情報を一元化する。



### 3. 長浜市議会災害対策会議の設置及び廃止基準

長浜市地域防災計画、長浜市国民保護計画、長浜市新型インフルエンザ等行動計画で想定されている災害、危機事象等（以下、「災害等」という。）を対象に下記の基準に基づき、議会災害対策会議を設置する。

#### 【対象とする災害等と対策会議の設置及び廃止基準】

対象とする災害等	対策会議の設置基準	対策会議の廃止基準
地震	<input type="checkbox"/> 市域に震度 5 強以上の地震が発生したとき（自動設置） <input type="checkbox"/> 市災害対策本部が設置され、議長が必要と認めるとき	<input type="checkbox"/> 市災害対策本部が廃止され、議長が必要でないと認めるとき
風水害 （台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等）	<input type="checkbox"/> 市災害対策本部が設置され、議長が必要と認めるとき	
原子力災害		
その他災害 （雪害、大規模事故災害等）		
武力攻撃事態 緊急処理事態	<input type="checkbox"/> 市国民保護対策本部が設置され、議長が必要と認めるとき	<input type="checkbox"/> 市国民保護対策本部が廃止され、議長が必要でないと認めるとき
新型インフルエンザ等の発生	<input type="checkbox"/> 市新型インフルエンザ等対策本部が設置され、議長が必要と認めるとき	<input type="checkbox"/> 市新型インフルエンザ等対策本部が廃止され、議長が必要でないと認めるとき

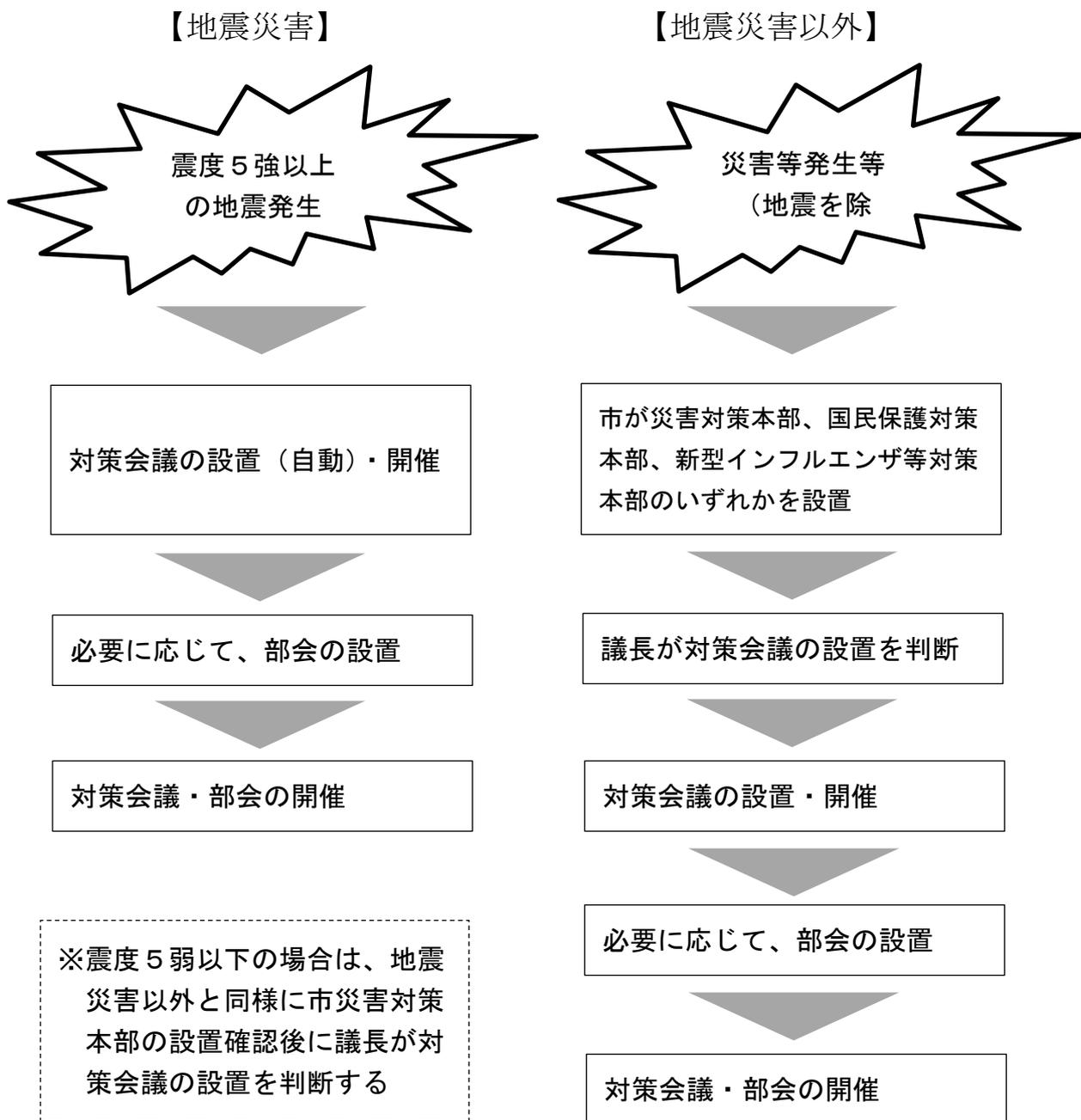
【市本部の設置基準】

対象とする 災害等	市本部	
	設置基準	名称
地震	市域に震度5強以上の地震が発生したとき	市災害対策本部
風水害 (台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等)	○災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき ○大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められるとき ○市域に大雨特別警報が発表されたとき	
原子力災害	施設敷地緊急事態※となったとき	
その他災害 (雪害、大規模事故災害等)	雪害、大規模事故災害等で市長が必要と認めたとき	
武力攻撃事態 緊急処理事態	内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて市国民保護本部を設置すべき市の指定の通知を受けたとき	市国民保護対策本部
新型インフルエンザ等の発生	国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったとき（市域が緊急事態措置を実施すべき区域に含まれるとき）	市新型インフルエンザ等対策本部

※施設敷地緊急事態

- (1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき
- (2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき
- (3) 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき

## 4. 長浜市議会对策会議の設置・開催の流れ



対策会議の設置場所は、原則として、委員会室1・2とするが、必要に応じて、議長室または議場等を利用することを適宜議長が判断する。

ただし、特定の地域に被害が集中し、議長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域（市役所支所）に現地対策会議を設置することができることとする。

## 5. 災害等発生時の議員の行動

### (1) 参集

市域に震度5強以上の地震が発生したときは、対策会議構成員の議員は、連絡の有無を問わず、直ちに、委員会室1・2に参集し、対策会議を設置する。

また、議長の判断により、対策会議を設置するときは、対策会議構成員の議員は、議会事務局職員の連絡を受け参集する。

なお、対策会議構成員以外の議員は、対策会議の指示に基づき、参集する。

議員は、参集するときは、作業服、ヘルメット、防災靴（長靴）の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装となるよう配慮し、携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなどを携行する。

### (2) 初動期の行動

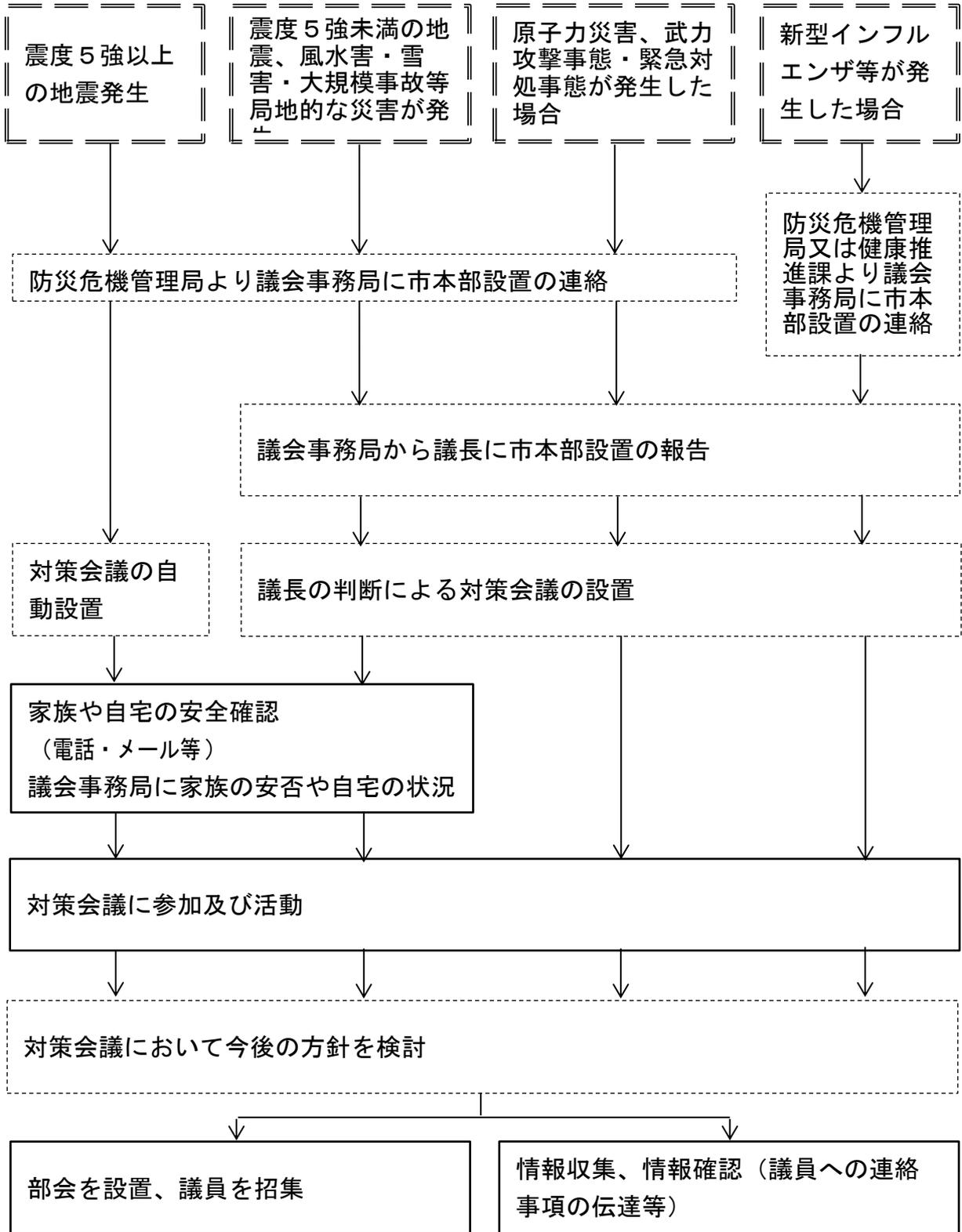
発災直後から概ね3日間までの議員がとる行動は、概ね対策会議構成員と対策会議構成員以外の議員とに分けて整理する。

また、会議（議会・委員会）の開催時か非開催時か（会議に出席しているかいないか）、あるいは災害等の種類により、行動パターンが異なるため、概ね8ページから11ページに示すフローにしたがい、行動する。

なお、議員自身やその家族、住居に被害があるときなど、必ずしも情報収集活動や議会再開に向けた活動に専念できる状況にないことも想定されるため、概ね12ページから13ページに示すフローにしたがい、自身の行動を判断する。

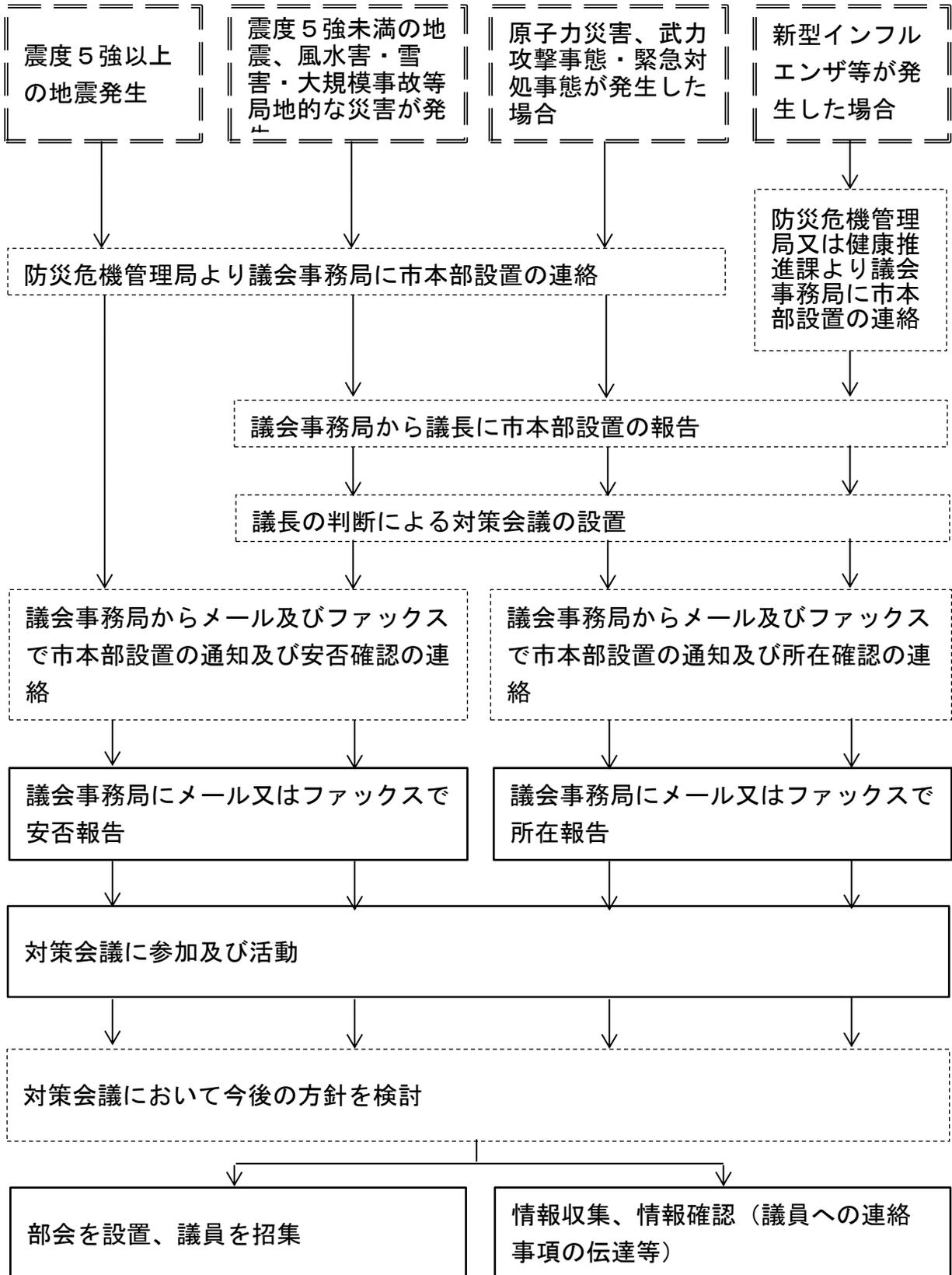
# 対策会議構成員の初動期の行動フロー

## ①会議（本会議・委員会）開催中（会議に出席している場合）



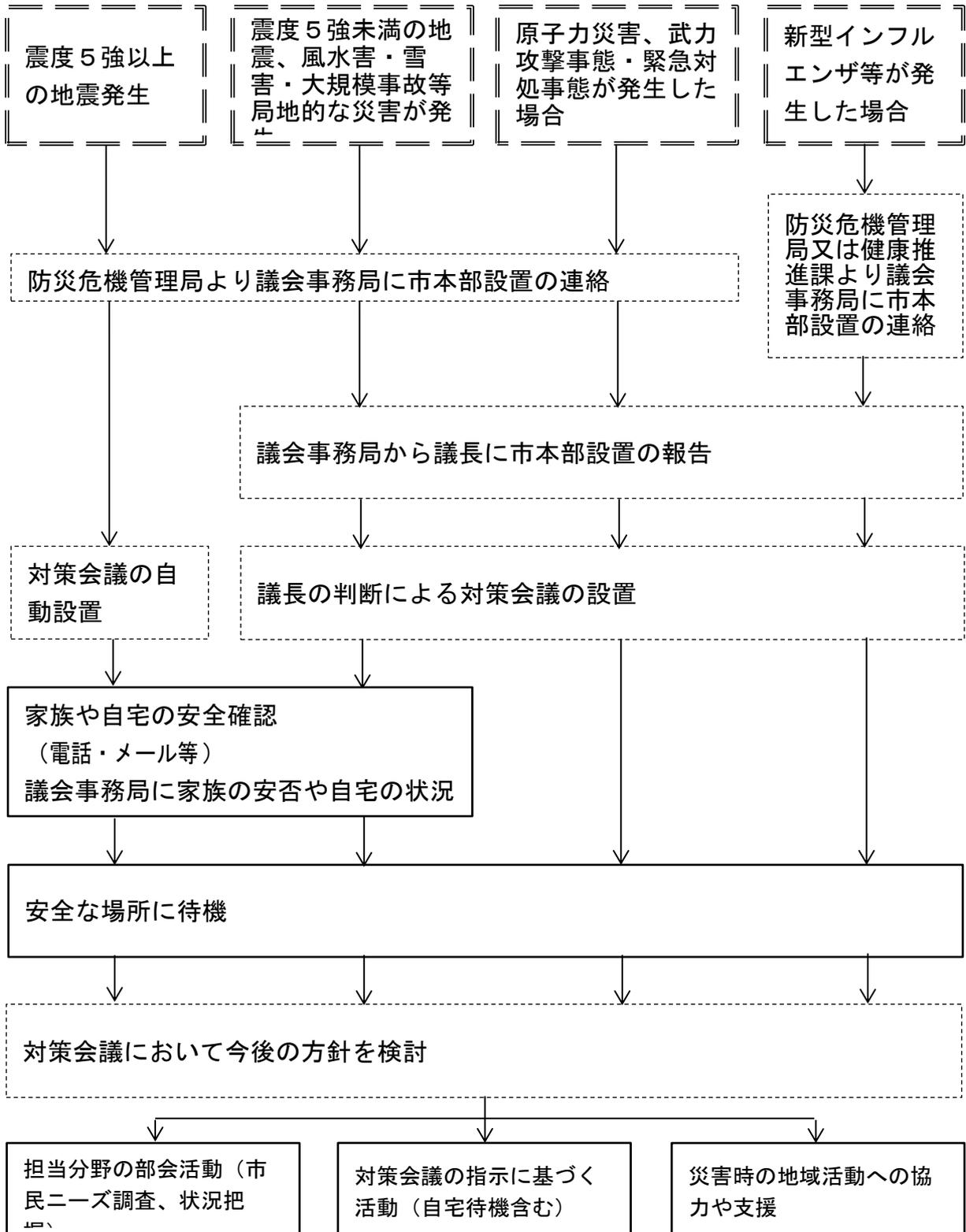
# 対策会議構成員の初動期の行動フロー

## ②会議（本会議・委員会）非開催時（会議に出席していない場合を含む）



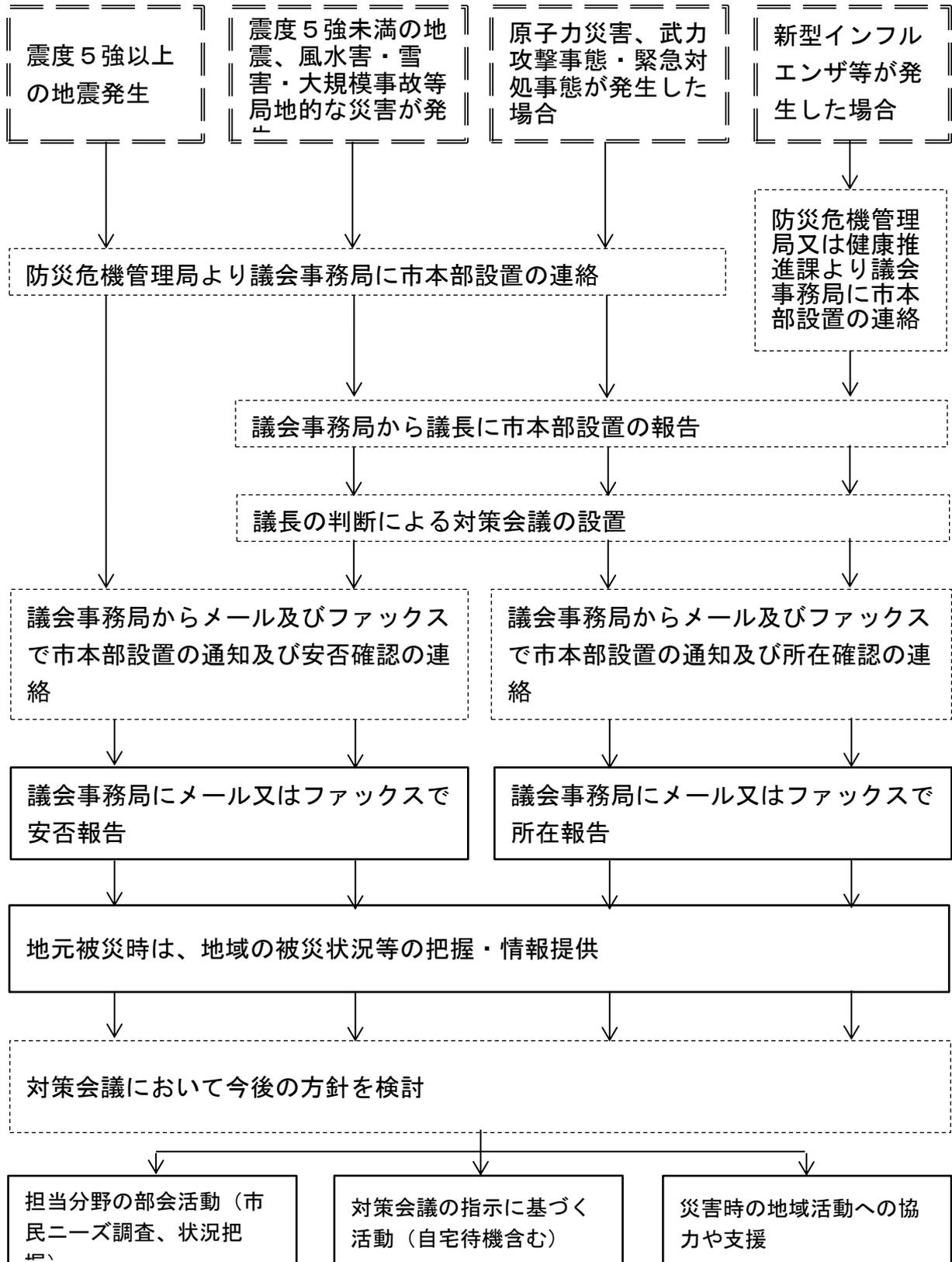
# 対策会議構成員以外の議員の初動期の行動フロー

## ①会議（本会議・委員会）開催中（会議に出席している場合）



# 対策会議構成員以外の議員の初動期の行動フロー

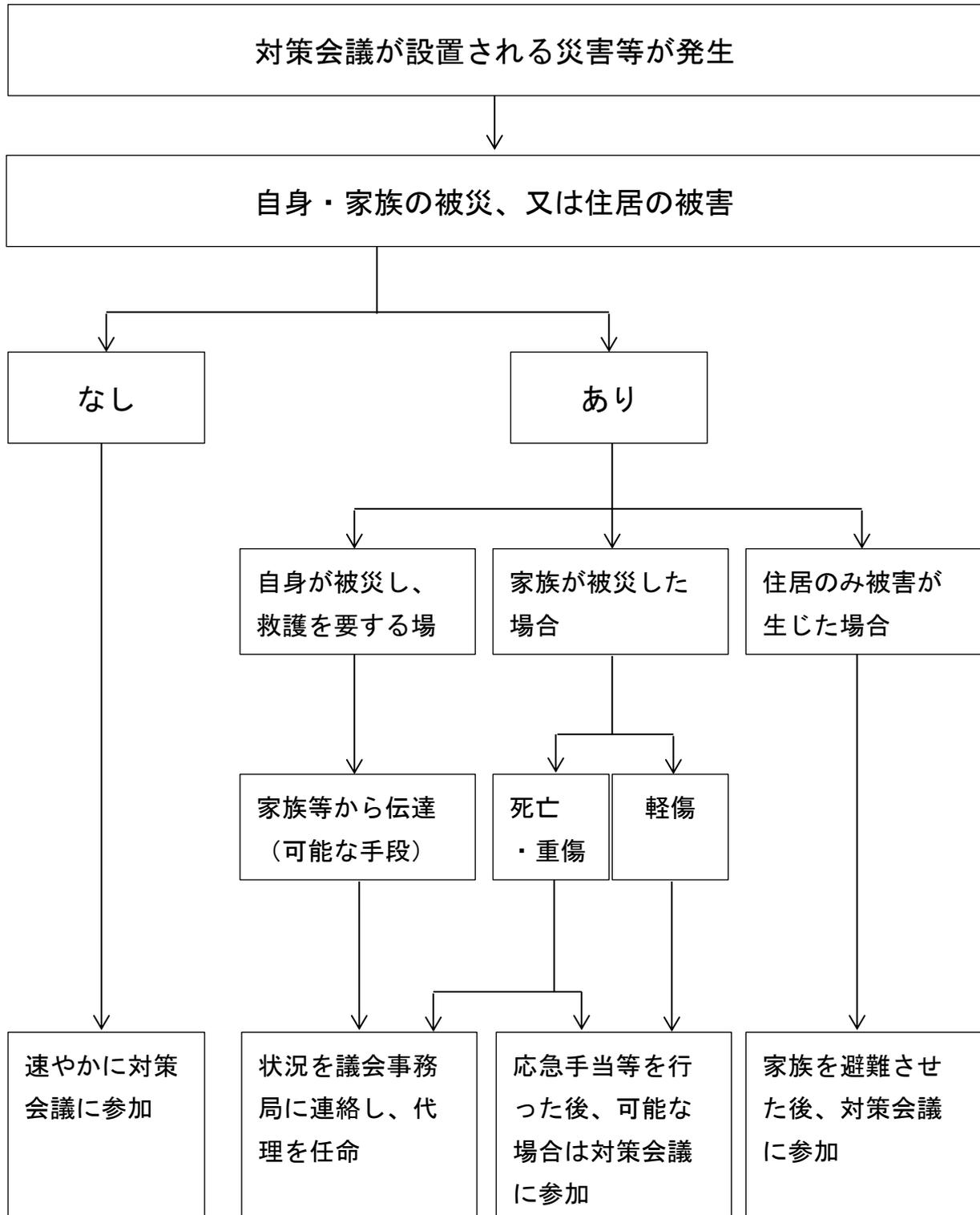
## ②会議（本会議・委員会）非開催時（会議に出席していない場合を含む）



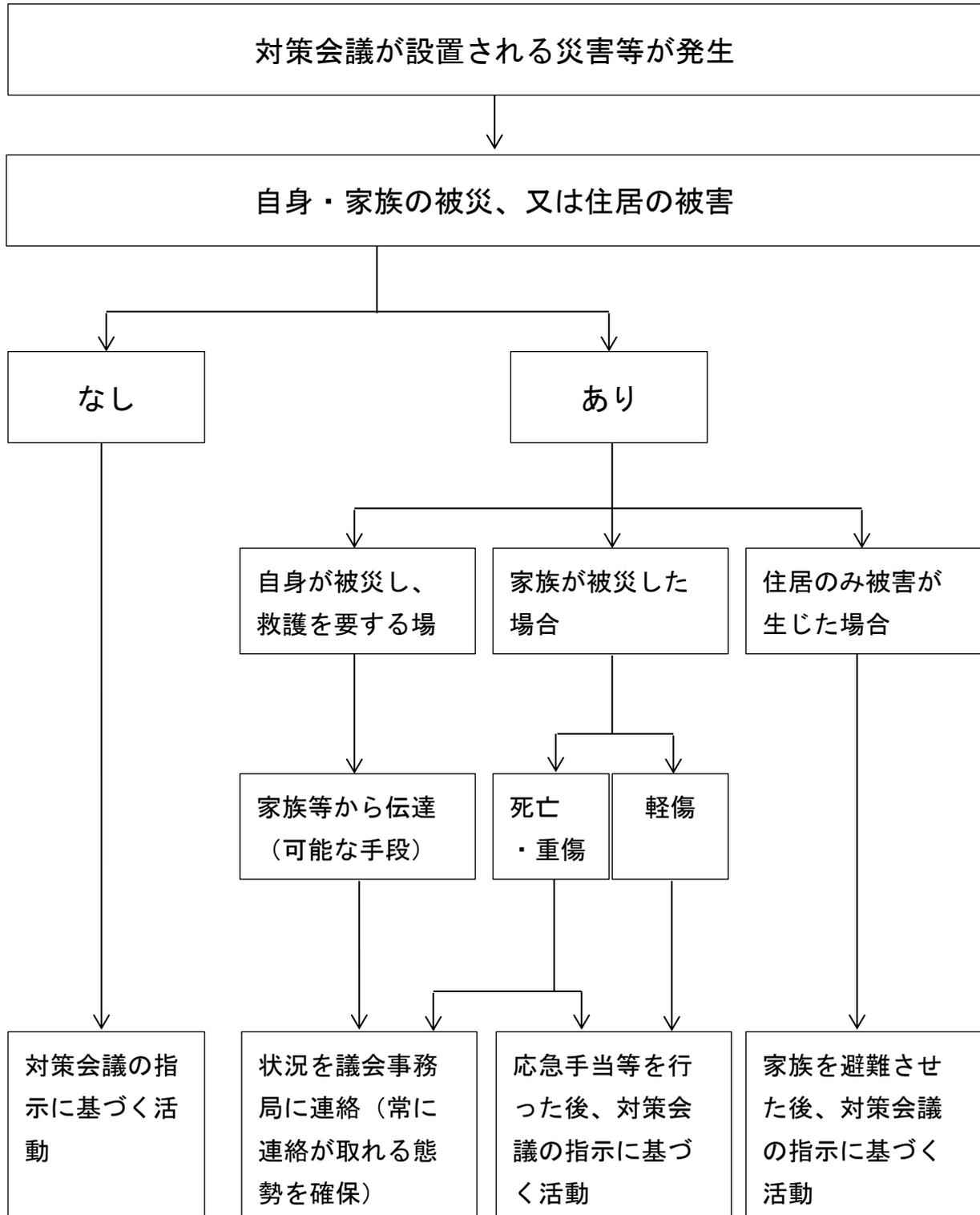
### (3) 行動判断

発災直後の議員自身の行動は、概ね次のフローに基づき、判断する。

#### 【対策会議構成員の行動判断フロー】



【対策会議構成員以外の行動判断フロー】



#### (4) 中期から後期の行動

発災から概ね3日以降は、災害状況により異なるが、議会は、対策会議において、対策会議及び部会の閉鎖の検討や本会議、委員会、議会運営委員会等の開催や協議事項の調整を行い、対策会議閉鎖後は、迅速な復旧・復興の実現に向けての活動を行う。

議会	活動内容
対策会議設置中	<input type="checkbox"/> 災害情報等の受伝達 <input type="checkbox"/> 市本部との連携 <input type="checkbox"/> 議会運営の準備
対策会議閉鎖後	<input type="checkbox"/> 関係機関等へのはたらきかけ <input type="checkbox"/> 復旧・復興への関与 <input type="checkbox"/> 議案の審議

議員は、対策会議設置中は、概ね次の内容を目安として行動する。また、対策会議閉鎖後は通常の議員活動を実施する。

議員	行動内容
対策会議構成員	<input type="checkbox"/> 対策会議への参加 <input type="checkbox"/> 部会の設置・運営
対策会議構成員以外	<b>【地元が被災地域の場合】</b> <input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の把握・情報提供 <input type="checkbox"/> 地域の避難状況等の把握(原子力災害発生時に地元が避難対象区域の場合) <input type="checkbox"/> 部会の活動 <input type="checkbox"/> 災害時の地域活動への協力・支援
	<b>【地元が被災地域外の場合】</b> <input type="checkbox"/> 対策会議の指示に基づく活動 <input type="checkbox"/> 部会の活動